

# 伊豆スカイライン スカイポート亀石自動販売機設置の募集要領

伊豆スカイライン スカイポート亀石（休憩施設）に設置する飲料用等自動販売機の設置者を募集します。

## 1 概要

- (1) 施設の名称 スカイポート亀石
- (2) 施設の所在 伊豆スカイライン スカイポート亀石内  
伊東市宇佐美字亀石3494番10地先
- (3) 設置場所 公衆トイレ附近
- (4) 台数 1社につき1台（設置上限 3台）  
※ 1台ごとに設置業者を選定する。
- (5) 設置時期 令和3年4月1日以降（稼働日安 令和3年4月30日（金）まで）
- (6) 契約期間 契約日から令和4年3月31日まで  
（異議がない場合は毎年更新）

## 2 自動販売機の要件

### (1) 設置可能な機種

ア 自動販売機の外側は、国立公園の景観に配慮した色彩にすること。  
色彩はダークブラウン 10YR2/1 を基本とする。

イ 自動販売機は、災害時におけるフリーベンド機能付きとすること。

※ フリーベンド機能とは、災害時に設置者の負担において道路利用者、地域住民等に機内の飲料を無償で提供する機能をいう。

### (2) 販売可能商品

清涼飲料水（お茶、コーヒー、ジュース、水）等とする。ただし、酒類の販売は除く。

### (3) 販売価格

販売価格は、通常価格（一般的に販売している価格又は製造業者が定める定価）を超えない金額とする。

### (4) 設置要件

ア 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に関する費用は、設置者が負担する。

電気料は、設置者が自ら設置したメーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき算出した額とし、電気使用量を計測するためのメーターを設置する費用は設置者が負担する。

※ 公衆トイレは数年以内に移設計画がある。

イ 電気料は設置者の負担とする。

また、既設のコンセント、配電・分電盤から自動販売機までに至る引込みに要する工事は設置者が施工すること。

ウ 自動販売機の周辺に専用の空き容器回収ボックス（空き容器が溢れたり周囲に散乱したりすることのない十分な収容容積を確保したもの）を設置し、定期的に空き容器を回収す

ること。

エ 自動販売機の商品は、定期的に補充するものとし、賞味期限又は消費期限が迫った商品は交換すること。

オ 静岡県道路公社から商品の補充及び空き容器の回収等要望があった際は、速やかに対応すること。

カ 自動販売機の周辺は清掃し、空き容器等が散乱しないように努めること。

キ 自動販売機の売上金の回収、釣銭の補充を適切に実施すること。

ク 道路敷の工事等のためやむを得ない場合には、設置者の負担で移設を求めることがある。

ケ 自動販売機設置に伴い第三者に損害を与え又は紛争が生じた場合は、設置者が責任をもって解決すること。

コ 自動販売機には、所有者及び連絡先を明記し、故障その他の問合せに対応すること。

サ 盗難等により商品及び設置機器が汚染又は損傷した場合は、設置者の負担により速やかに復旧すること。

### 3 設置決定後における手続き

(1) 静岡県道路公社の道路敷使用承諾を得ること。

※ 道路敷使用料は、静岡県道路占用料等徴収条例に定める金額とする。

(令和3年4月1日現在、1㎡当たり年額2,520円)

使用料は、指定の期日までに納付すること。(振込手数料は設置者の負担。以下同じ。)

(2) 販売手数料及び電気料の負担に関する契約締結すること。

ア 販売手数料は、本要領に基づき提出した申込書記載の率により毎月1日から末日までの販売数量を乗じて得た額を翌月末までに静岡県道路公社が指定する口座に振込むものとする。

なお、販売手数料は販売価格の2割以上であって、申込書記載の率とする。

イ 電気料は、メーターを設け、電気使用実績に基づき請求する。

### 4 申込み要件

次のいずれかに該当する場合は、申込みできないものとする。

ア 業務を実施する能力がないと認められる場合

※ 破産、会社更生、民事再生その他類似の手続きを自ら申し立て若しくは申し立てられた場合、行為制限能力者等でその法定代理人等が同意しない場合が該当する。

イ 暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2条に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員)に所属又は関与していると認められる場合

ウ その他不正行為等があった場合

### 5 申込書の提出

(1) 申込書様式 別 添

(2) 提出期限 令和3年3月25日(木) 17:15迄

郵送の場合は当日の消印有効

(3) 提出場所 〒410-2325 伊豆の国市神島45-3

静岡県道路公社 東部管理センター 業務課

(問合せ先)電話 0558-76-5718、FAX0558-76-5719

(4) その他

ア 提出は持参又は郵送で提出すること。

なお、持参・郵送とも提出日は令和3年3月25日とすること。

イ 本要領に関する問合せ以外の質問には答えられません。

ウ 応募多数の場合には、販売手数料率の高い順に3社を(選定すべき者が同率の場合にあってはくじ引きにより)選定する。

なお、選定した場合には、申込者に連絡する。

# 伊豆スカイライン スカイポート 亀石自動販売機設置申込書

令和 年 月 日

静岡県道路公社理事長 様

住所  
申込者 商号等  
氏名 印  
担当  
(連絡先 )

標記について、下記販売手数料率により自動販売機を設置したく申込みます。  
併せて下記事項を遵守することを誓約します。

販売手数料率は、1本(缶又は個)当たりの販売価格(消費税及び地方消費税を含む)に

拾	壱			%
		.		

を乗じて得た額とする。

なお、販売手数料には消費税及び地方消費税を含むものとする。

## 誓約書

- 伊豆スカイライン スカイポート 亀石自動販売機設置の募集要領に従い、所定の手続きを行うとともに自動販売機を期限までに設置・稼働させます。
- 自動販売機設置に伴う道路敷使用料及び電気使用料、販売手数料等を負担します。
- 自動販売機の設置に伴う商品の補充、交換及び空き容器等の回収、自動販売機周辺の清掃を適切に実施します。
- 自動販売機の設置により第三者に損害を与え又は紛争が生じた場合は、設置者が責任をもって解決します。
- 私は次の各号のいずれにも該当しません。
  - 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等が得られない場合
  - 破産、民事再生、会社更生等
  - 暴力団等に所属又は関与

(注意) 1 数字はアラビア数字により明確に記載すること。

2 氏名及び販売手数料率の訂正しはないこと。